

保険医協会FAXニュース

大阪府保険医協会
TEL:06-6568-7721
FAX:06-6568-2389

被災者が受診した場合の 診療報酬等の請求の取扱い

大阪北部地震に伴う被災者が、被保険者証等を指示せずに受診した場合の取扱いは前回のニュースでお知らせしました。レセプト請求に関してお知らせします。原則として医療機関はレセプト請求の際、可能な限り保険者の特定や記号・番号を確認する事が求められています。しかしながら確認できない場合があります。その場合の取扱いにつきましては以下をご覧ください。

◇被保険者証等を提示せずに受診した患者に係る請求の取扱い

- (1) 医療機関は、「受診の際に確認した被保険者の事業所等や、当該患者が過去に受診した医療機関への問い合わせ」や「医療機関窓口での確認」等を行い、可能な限り保険者等を記載します。
- (2) 保険者を特定できた場合は、当該保険者番号をレセプトの所定の欄に記載します。なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は当該記号・番号を記載し、確認できない場合はレセプトの欄外上部に赤色で「**不詳**」と記載します。
- (3) (1)の扱いにより保険者を特定できない場合は、「住所」又は「事業所名（患者に確認できた場合は、連絡先も）」についてレセプトの欄外上部に記載した上で、国保連と支払基金で別々にレセプトを束ねて請求します。また、提出先が不明なレセプトについては、医療機関で可能な限り確認し、個別に判断して基金と国保のどちらかに提出します。
- (4) 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について、国保連分は、当該不明分の診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で記載します。支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定の旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載します。

電子レセプトの記録に係る留意事項

- ① 保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、被保険者証の「保険者番号」を記録します。被保険者証の「記号」は記録しません。「番号」は「999999999（9桁）」を記録します。摘要欄の先頭に「不詳」を記録します。保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録します。
- ② 保険者を特定できない場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録します。被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録します。被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記（1）と同様に、「記号」は記録しません。「番号」は「999999999（9桁）」を記録します。摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録します。

※公費負担医療の場合の請求については、保険医協会 HP の厚労省の事務連絡（「平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る公費負担医療の取扱い」）をご参照ください。

大阪府保険医協会 〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33